

首都の地位を奪われた南京

——『洪武京城圖志』研究序説——

新 宮 學

はじめに —— 「洪武志」とは何か

一 編纂の経緯

二 永樂以後の流傳

(1) 明清

(2) 近現代

三 弘治重刻本と清抄本

四 三修本『太祖實錄』に残る改竄の痕跡

おわりに —— 『太祖實錄』にみる遷都の影

はじめに —— 「洪武志」とは何か

明朝を創設した太祖洪武帝の治世最晩年にあたる二十八年（一三九五）十二月のことである。敕命を奉じて編纂された書物の刊行を命じる詔が出された。『明太祖實錄』卷二四三、同年同月辛亥の條には、こう記されている。

「洪武志」の書成る。其の書は、都城の山川地里、封域の沿革、宮闕門觀の制度を述べ、以て壇廟・寺宇・街市・橋

梁の建置更易に及ぶまで具つがさに載せざるなし。詔してこれを刊行せしむ。⁽¹⁾

ここにいう「洪武志」とは、一體いかなる書物であろうか。まずその三文字に着目して明の楊士奇等撰『文淵閣書目』を繙くと、巻四に同名の「洪武志二冊」を見出すことができる。『文淵閣書目』は、北京の宮城内東南隅の文淵閣に收藏する書籍の排架目録で、正統六年（一四四一）六月に内閣大學士楊士奇らによつて編纂された。永樂十九年（一四二一）の北京遷都にあたり南京から運ばれた書籍は、奉天門外にある左順門内の北廊に一時收納されたままであった。落雷で焼失していた三殿二宮が再建されたその年になってようやく文淵閣の東閣に移して排架され、逐一點檢と番號を附す作業のちに、目録が作成された。⁽²⁾

この同名の「洪武志二冊」は、『文淵閣書目』（景印文淵閣四庫全書本）巻四では暑字號第一廚書目、舊志の「南京至北京驛道方面一冊」と「北平志二冊」とのあいだに排列されている。ここにいう「舊志」とは、これに續く往字號の「新志」と對になるものである。新志、すなわち新たに編纂された方志とは、北京遷都を目前に控えた永樂十六年六月の詔により纂修が始まった地方志のことであるから、舊志はそれ以前に編纂された方志のことである。⁽³⁾

因みにこの「洪武志」という書名は、『文淵閣書目』以降に編纂された焦竑撰『國史經籍志』、孫能傳撰『內閣藏書目錄』、黃虞稷撰『千頃堂書目』などの明末や清初の代表的な書目にはいずれも著録されていない。明末にはすでに散佚していたと判断される。實録の「洪武志」とは、あるいはこの書のことかと考えられなくもない。しかし書名の一致からだけでは同定の決め手に缺けると言わざるを得ない。

また洪武年間には、『大明志』という書名をもつ書物も編纂されている。⁽⁴⁾ 儒士魏俊民ら六名に命じて編纂させた地理書である。これも管見のかぎり現存が確認されていないものの、實録によれば、全國の府州縣や地理・形勢、明朝への降附の顛末などが記されていたことが判明する。のちの『寰宇通志』や『大明一統志』編纂の先蹤をなすものであろう。⁽⁵⁾ しかしこの『大明志』は洪武三年十二月の時點ですでに完成しているから、これではない。

そこで、あらためて實録に残された「洪武志」の記載項目をもとに検討を加える。先に引用した實録に見える「都城の山川地里」という場合の都城とは、古くはひろく城郭都市を意味していた。しかし後世では、より限定して天子の居所である「みやこ」を指すようになった。⁶ しかも都城の語に加えて「宮闕門觀の制度」という表現にも着目すれば、この書は洪武帝の宮殿が置かれていた都の南京に關する書物ということになろう。

さまざまな書目や工具書の類を利用できる現代に生きる我々であれば、都の南京に關する洪武年間の書物といえ、一般に地方志に分類されることの多い禮部奉敕撰『洪武京城圖志』を比較的容易に見出すことができる。⁷

『中國古籍善本書目』史部上（上海古籍出版社、一九九一年）によれば、『洪武京城圖志』は、南京圖書館所藏の「明弘治五年朱宗刻本 清丁丙跋」一卷と北京圖書館（現、中國國家圖書館）所藏の「清抄本」一卷の二種が存在するのみである。洪武原刻本の存在は未だ確認されていない。前者の南京圖書館所藏の弘治重刻本は、清代後期の四大藏書家と目される杭州錢塘の人丁申・丁丙兄弟が集めた八千卷樓藏書に收藏されていたが、これをもとに民國十八年（一九二九）に南京で線裝本一冊として影印された。⁸

弘治重刻本をもとにした民國影印本『洪武京城圖志』の「目錄」には、宮闕*・城門*・山川*・壇廟*・官署・學校・寺觀*・橋梁*・街市*・樓館*・倉庫・廐牧・園圃の十三項目を立てている。*を附した七項目は、實録の記述と一致する項目である。それらの項目は、實録に残された「洪武志」の項目ともほぼ對應しており、『洪武京城圖志』の書名を「洪武志」と省略して記したものであったと判斷される。

また本書の巻首には、詹事府丞杜澤による「洪武京城圖志序」を載せており、その末尾には、「洪武二十八年冬十有二月二十二日、承直郎詹事府丞臣杜澤謹んで序す」と記している。この十二月二十二日の日附こそ、まさに冒頭に引用した實録の「辛亥」の日にあたる。⁹ この点からも「洪武志」とは、『洪武京城圖志』を指すと斷定して間違いない。

さて、本書の書名が實際に「洪武志」と省略される場合があったことは、『永樂大典』（中華書局、一九六〇年）卷七五一

六、十八陽・倉の「軍儲倉」の項目に引用する「洪武志、軍儲倉在鼓樓西馬鞍山下及各衙（衛）營。」の記事からも確かめられる。この記事は、『洪武京城圖志』倉庫司局の「軍儲倉」の記事と同一である。同様に卷七七〇一、十九庚・京の「南京」の項目にも「洪武志」とあり、續けて「輿地志云、鍾山古金陵山也、縣邑之名由此而立」以下、全部で三三八字の記述がある。これも本書の「皇都山川封城圖攷」からの引用である。

附言すれば、『洪武京城圖志』は『文淵閣書目』では卷四、來字號第一廚書目、古今志雜誌附に著録され、『析津志典三十四冊』と「大明清類天文分野書十二冊」とのあいだに「洪武京城圖志二冊」と記されている。このことから、最初に觸れた暑字號第一廚書目、舊志の「洪武志二冊」は、實録の「洪武志」とは別本であったことが判明する。

一般に實録では、王朝自らが編纂した書籍はすべて記録にとどめるという編集方針が採られていた。¹⁰ 因みに、李晉華『明代敕撰書考』には洪武朝に編纂された敕撰書として八十四種を挙げている。そのうち五十五種について、その編纂または刊行の記事が「太祖實録に見える」と注記している。¹¹ その實録に載せる敕撰書の書名のほとんどは省略されることなくそのまま表記されている點も、ここであらためて指摘しておきたい。

『洪武京城圖志』については、李晉華は實録の「洪武志」の記述が本書に關するものであることを見落としたのである。うか、冒頭に掲げた實録洪武二十八年十二月辛亥の條を引かずに、「明書經籍志に見える」とのみ注記している。¹² しかし見落としたのは李自身の責任というよりは、實録でその書名が單に「洪武志」と略されること、¹³ 「京城」すなわち首都南京に關わる圖志であることが不明瞭になったためと言わざるを得ない。¹⁴ 近年刊行された張英聘『明代南直隸方志研究』は、明代に編纂された南直隸の地方志四三六種についてその版本や存佚状況を明らかにした勞作である。しかし張女史もまた實録に見える「洪武志（書）」が『洪武京城圖志』を指すことに氣づいておらず、この書については明初の一統志の編纂に關する部分で論及するにとどまっているからである。¹⁵

ところで、黃虞稷撰『千頃堂書目』では、卷六、地理類上に『洪武京城圖志』一卷を著録した上で、「都城の山川地里、

附表 洪武朝の救撰書一覽

no.	書名	卷數	編纂・刊行時期	編者	存・佚	備考
16	大明日曆	100卷	洪武7年5月	宋濂・樂韶鳳等	佚	太祖實錄卷85、洪武6年9月壬寅、卷89、7年5月丙寅
15	大明律	30卷	洪武6年閏11月	劉惟謙等	存	太祖實錄卷86、洪武6年閏11月庚寅
14	辨奸錄	1卷	洪武6年7月	宋濂等	佚	皇明憲章類編
13	昭鑒錄	2卷	洪武6年3月	陶凱等	存	太祖實錄卷80、洪武6年3月癸卯、國史經籍志
12	羣經類要		洪武6年正月	劉基等	佚	千頃堂書目卷3
11	存心錄	10卷 (殘2卷)	洪武4年7月	劉三五等	存	太祖實錄卷31、洪武元年3月己亥、卷67、洪武4年7月辛亥
10	憲綱	1卷	洪武4年正月	御史臺	存	太祖實錄卷60、洪武4年正月己亥、卷81、洪武6年4月戊戌
9	大明志		洪武3年12月	魏俊民等	佚	太祖實錄卷59、洪武3年12月辛酉
8	大明集禮	50卷	洪武3年9月	曾魯等	存	太祖實錄卷44、洪武2年8月是月、卷56、3年9月是月
7	元史	212卷	洪武2年8月	宋濂等	存	太祖實錄卷39、洪武2年2月丙寅、卷44、同年8月癸酉
6	祖訓錄	1卷	5月 洪武2年4月・6年	中書	存	太祖實錄卷41、洪武2年4月乙亥、卷82、洪武6年5月壬寅
5	女戒		洪武元年(三六〇)3月	朱升等	佚	太祖實錄卷31、洪武元年3月辛未
4	律令直解	1卷	吳元年12月	周禎等	佚	志有存目 太祖實錄卷28上、吳元年12月戊午、國史經籍
3	律令		吳元年(三六七)10月	李善長等	佚	12月甲辰 太祖實錄卷26、吳元年10月甲寅、卷28、同年
2	務農技藝商賈書		丙午年11月	熊鼎・朱夢炎等	佚	太祖實錄卷21、丙午11月壬辰、千頃堂書目卷11
1	公子書		丙午年(三六六)11月	熊鼎・朱夢炎等	佚	太祖實錄卷21、丙午11月壬辰、千頃堂書目卷11

no.	書名	卷數	編纂・刊行時期	編者	存・佚	備考
17	皇明寶訓	5卷	洪武7年5月	宋濂等	存	太祖實錄卷89、洪武7年5月丙寅
18	御製孝慈錄	1卷	洪武7年11月	太祖	佚	太祖實錄卷94、洪武7年11月壬戌
19	御製文集	15卷	洪武7年12月	樂韶鳳・宋濂等	存	千頃堂書目卷17、洪武7年12月甲寅、劉基後序
20	御注道德經	2卷	洪武7年12月	太祖	存	太祖實錄卷95、洪武7年12月甲辰
21	洪武聖教記	2卷	洪武8年正月	宋濂	存	千頃堂書目卷4、皇明憲章類編
22	御製資世通訓	1卷	洪武8年2月	太祖	存	太祖實錄卷97、洪武8年2月丙午
23	洪武正韻	16卷	洪武8年3月	宋濂・樂韶鳳等	存	太祖實錄卷98、洪武8年3月是月
24	繁文鑿戒	1卷	洪武8年12月		佚	千頃堂書目卷9
25	表箋式	1卷	洪武8年12月		佚	千頃堂書目卷9
26	建言格式	1卷	洪武9年12月	中書	佚	太祖實錄卷110、洪武9年12月庚戌
27	春秋本末	30卷	洪武12年6月	傅藻等	佚	太祖實錄卷118、洪武11年5月癸酉、卷125、12年6月乙酉
28	案牘減繁式	1卷	洪武12年8月	廷臣	佚	太祖實錄卷126、洪武12年8月戊寅
29	臣戒錄	10卷(殘5卷)	洪武13年6月	翰林儒臣	存	太祖實錄卷132、洪武13年6月是月
30	相鑑	20卷(殘16卷)	洪武13年	吳沈等	存	千頃堂書目卷10、內閣藏書目錄、太祖文集
31	昭示奸黨錄、第一錄、第三錄	各1卷	洪武13年		佚	千頃堂書目卷10
32	清教錄	1卷	洪武13年		佚	千頃堂書目卷10
33	華夷譯語	1卷	洪武13年正月	火原潔等	存	太祖實錄卷141、洪武15年正月丙戌
34	精誠錄	3卷	洪武16年2月	吳沈等	佚	太祖實錄卷152、洪武16年2月己丑
35	鄉飲酒禮圖式	1卷	洪武16年10月	禮部	佚	太祖實錄卷157、洪武16年10月乙未

附表 洪武朝の敕撰書一覽(続き)

附表 洪武朝の敕撰書一覽（続き）

no.	書名	巻數	編纂・刊行時期	編者	存・佚	備考
36	大明清類天文分野書	24巻	洪武17年閏10月	劉基	存	太祖實錄卷167、洪武17年閏10月是月
37	御製大誥	1巻	洪武18年10月	太祖	存	太祖實錄卷176、洪武18年10月己丑
38	御製大誥續編	1巻	洪武19年3月	太祖	存	太祖實錄卷177、洪武19年3月辛未
39	省躬錄	1巻	洪武19年3月	劉三吾	佚	太祖實錄卷177、洪武19年3月是月
40	志戒錄	1巻	洪武19年10月	劉三吾	佚	太祖實錄卷179、洪武19年10月是月、千頃堂書目卷10
41	御製大誥三編	1巻	洪武19年12月	太祖	存	太祖實錄卷179、洪武19年12月癸巳
42	御註書洪範	1巻	洪武20年2月	太祖	佚	太祖實錄卷180、洪武20年2月甲辰
43	禮儀定式	1巻	洪武20年10月	李原名	存	太祖實錄卷186、洪武20年10月丁卯、千頃堂書目卷9
44	武臣大誥	1巻	洪武20年12月	太祖	存	太祖實錄卷192、洪武21年7月丙戌
45	御製諭武臣敕	1巻	洪武21年8月	太祖	佚	太祖實錄卷193、洪武21年8月是月
46	武士訓戒錄	1巻	洪武21年10月	太祖	佚	太祖實錄卷194、洪武21年10月乙丑
47	更定大明律	30巻	洪武22年8月	翰林院・刑部	佚	太祖實錄卷197、洪武22年8月是月
48	韻會定正	1巻	洪武23年10月	孫吳興	佚	太祖實錄卷205、洪武23年10月戊寅
49	醒貪簡要錄	2巻	洪武25年8月	戸部	佚	太祖實錄20、洪武25年8月是月
50	大明官制	5巻	洪武25年11月	儒臣	存	太祖實錄卷222、洪武25年11月是月
51	彰善瘖惡錄、續錄	3巻、1巻	洪武25年		佚	千頃堂書目卷10、内閣藏書目録
52	諸司職掌	10巻	洪武26年3月	吏部	存	太祖實錄卷226、洪武26年3月庚午
53	稽制錄	1巻	洪武26年3月	翰林院	佚	太祖實錄卷226、洪武26年3月是月
54	逆臣錄	5巻	洪武26年3月	翰林院	存	千頃堂書目卷10

附表 洪武朝の敕撰書一覽（続き）

no.	書名	巻數	編纂・刊行時期	編者	存・佚	備考
71	國子監監規	1巻			佚	千頃堂書目卷9
70	集犯諭	1巻		太祖	佚	千頃堂書目卷10
69	紀非録	1巻		高允憲・楊磐	佚	千頃堂書目卷11、國史經籍志
68	春秋書法大旨	1巻		太祖	佚	千頃堂書目卷2
67	榜文 長史黃章等薄福不臣	12本	洪武30年	太祖	佚	千頃堂書目卷10、文淵閣書目
66	大明律誥	1巻	洪武30年5月	刑官	佚	太祖實錄卷23、洪武30年5月甲寅
65	爲政要録	1巻	洪武30年正月		佚	太祖實錄卷24、洪武30年正月是月
64	通鑑博論	3巻	洪武29年5月	寧王權	存	千頃堂書目卷5、絳雲樓書目
63	洪武京城圖志	1巻	洪武28年12月	禮部	存	太祖實錄卷23、洪武28年11月辛亥、千頃堂書目卷6
62	禮制集要	1巻	洪武28年11月	劉三吾等	存	太祖實錄卷23、洪武28年11月乙亥
61	皇明祖訓	1巻	洪武28年閏9月		存	太祖實錄卷24、洪武28年閏9月庚寅
60	孟子節文	7巻	洪武27年10月	劉三吾	存	千頃堂書目卷3
59	寰宇通衢	1巻	洪武27年9月	翰林儒臣・廷臣	存	太祖實錄卷234、洪武27年9月庚申
58	書傳會選	6巻	洪武27年9月	劉三吾等	存	太祖實錄卷234、洪武27年9月癸丑
57	教民榜	1巻	3月 洪武27年4月、31年	太祖	存	目卷9 太祖實錄卷232、洪武27年4月壬午、千頃堂書目卷9
56	世臣總録	1巻	洪武26年12月		佚	太祖實錄卷230、洪武26年12月是月
55	永鑑録	1巻	洪武26年12月		佚	太祖實錄卷230、洪武26年12月是月

* 太祖朱元璋の救命によつて編纂刊行された書籍を掲げた。便宜上、即位前のものも含めた。作成にあたっては、李晉華『明代敕撰書考附引得』を参照した。
* 備考欄には、典拠とした『太祖實録』の巻數等を掲げた。實録に記載のない場合は、『千頃堂書目』などの書目に依據した。

封域の沿革、宮闕門觀の制度を述べ、以て壇廟・寺宇・街市・橋梁の建置更易に及ぶ。洪武二十八年に編す⁽¹⁵⁾。この注記は、冒頭に引用した實録の記事の一部をそのまま引用したものと判断される。明末清初を生き抜いた黃虞稷の原籍は福建泉州府晉江であったが、明末に南京國子監丞となった父の居中が明朝の倒壊を知って絶食して亡くなると、南京の上元縣に移り住んだ⁽¹⁶⁾。二代で藏書八萬卷を集めたという。康熙十八年（一六七九）には博學鴻儒に推擧され、明史總裁官徐元文の薦めで藝文志の編纂をも擔つただけあつて、さすがに實録の洪武二十八年十二月辛亥の條に出てくる「洪武志」が『洪武京城圖志』を指すことに早くから氣づいていたのである。

一 編纂の經緯

ここまで、『太祖實録』に載せる「洪武志」が『洪武京城圖志』を指していることを明らかにしてきた。それでは實録は、敕撰書の本書を何故「洪武志」と省略し、その正確な書名を残さなかったのであろうか。この問題については本論後段であらためて検討することにして、まず『洪武京城圖志』の編纂經緯について確認しておきたい。

冒頭に引用した實録に見えるように、本書は洪武帝の詔によつて刊行された書籍である。その編纂理由については、右春坊右贊善王俊華が次のように述べている。

而して京師の壯さかんなることは増飾崇麗し、輪蹄交こまも集まり、絲管喧競す。歲時に士女は郭に填みち郭に溢あふる。其の宏盛なる氣象は、今古を度越す。豈に區區たる偏方の閭位（正統でない天子）の媿擬へいぎすべけんや。然り皇上の經營締構は、蓋し已に其の盛んなるを極めりと雖も、然り而して遐方遠裔は未だ其の勝を觀みず、以て聖謨經綸の至れるを知る無し。爰こゝに禮曹に詔して、貌かたり以て圖を爲つくらしむ。（中略）凡そ一統の規模を大にする所以ゆゑんのものは一覽を以て盡くこれを得べし。圖成り、并なびに諸これを梓きざに鑲まみ、且つはこれを摹すり以て徧く四方に示す。天下の人の足跡未だ嘗て一たび至らざる者をして皆其の勝槩を觀みるを得せしむるは、亦た和鑾の音を聞き、屬車の塵を鉤陳・豹尾

の間に望むが若きなり。大いなるかな、皇上の英謀偉略、何ぞ其れ深く且つ至れるや。¹⁷⁾

京師（首都）の南京はその當時壯麗を極めており、各地から車馬が集まり、管弦の音の喧噪につつまれていた。年がら年中、城内は士女たちで溢れるほどの賑わいを見せていた。洪武帝が禮部に詔を出し特別に畫工に命じて描かせたのは、こうした南京の繁盛のさまを都を訪れることのできない遠方の人々にも理解してもらおうとしたのであった。これによって、禮部奉敕の『洪武京城圖志』が編纂された理由が明らかとなった。

また先に觸れた詹事府丞杜澤の序文でも、同様に洪武帝がこの圖志を作成させた経緯とその圖の出來映えについて、以下のように記している。

皇上は萬幾の暇に、工に命じて圖を繪か^{えが}しめ、天下に頒示す。臣は近侍の列に叨にし仰ぎて天日^{テンジツ}の光を瞻む^{のぞ}。幸いにも斯の圖を睹るに感戴に勝えず。一たび披いて金陵の形勝、心目の間に了然たり。前代の都するところ徒ら^{いと}に其の名を有し、而れどもよく其の實を考する莫きが若きには非ざるなり。嗚呼^{ああ}、盛んなるかな。¹⁸⁾

日頃から洪武帝に近侍していた杜澤も、本書に収める圖の原圖は帝が直々に畫工に命じて描かせたものであることを強調している。

『洪武京城圖志』は、すでに紹介したようにその目録には十三項目を掲げているが、あくまでそのメインは「皇城圖」、「京城山川圖」（圖1）、「大祀壇・山川壇（圖）」、「廟宇寺觀圖」、「官署圖」（圖2）、「國學圖」「街市橋梁圖」「樓館圖」かなる八圖にあった。¹⁹⁾ 清抄本を影印した北京圖書館古籍珍本叢刊本にはこれらの八圖をすべて載せているが、民國影印本では、八圖のうち「京城山川圖」が缺けている。²⁰⁾ 確かにこれらの圖は、明初南京の景觀や都市構造を解讀するうえで極めて貴重なものである。²¹⁾

杜澤はさらに、この圖志をひとたび繕けば、首都南京の景勝を心中に明瞭に思い描くことができる。その様子は、名ばかりで實際の様子の判らない前代の都とは大きな違いだとまで述べる。ここにいう前代の都とは、すなわち元朝の大都

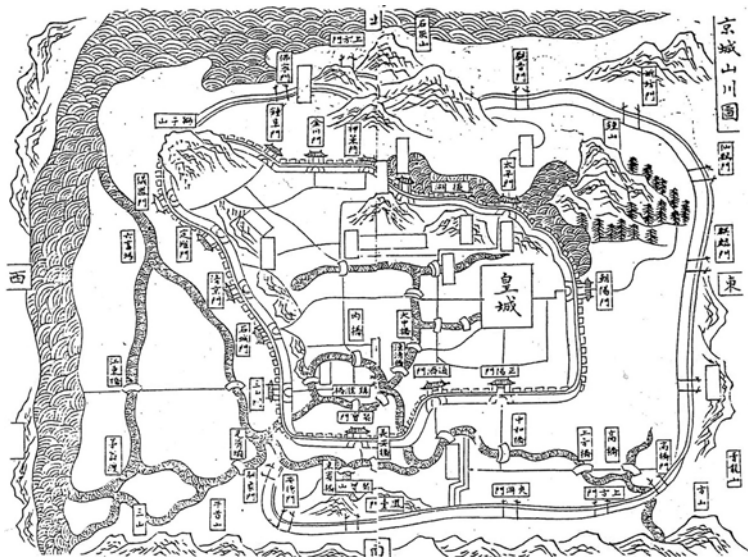


圖 1 官署圖 (清抄本)

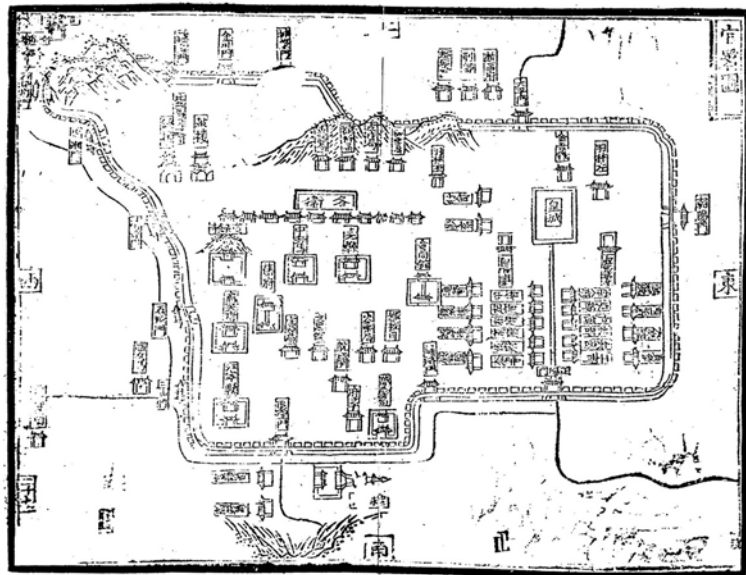


圖 2 京城山川圖 (民國影印本)

(のちの北京)を指している。ここでは、洪武帝によつて整備された南京の景勝が前代の大都のそれと對比されていることに注意を拂つておきたい。

さて、當時の南京の繁盛した景勝とは、どのようなものであつたろうか。杜澤は先の引用部分の前段で以下のように簡潔にまとめている。

乃ち紫微の若きは金闕に臨み煌煌たり、黃道は玉街を分ち坦坦たり、城郭延袤、市衢條有り。六卿は左に居り、經緯するに文を以てす。五府は西に處し、鎮靜するに武を以てす。十廟の如きは以て忠烈を祀り、十樓は以て嘉賓を待つ。此れ皇上の經制するところなり。此を以てこれを觀れば、京師は天下の本、萬邦より輻輳し、重譯來庭す、四海の歸依するところ、萬民の取正するところなり。遠代七朝の一方に偏據するの侷ひとしくすべきに非ざるなり。²²

煌煌と光り輝く宮殿、坦坦として廣く延びる御街、延々と聯なり圍む城壁、秩序立てて排列された街市、左右對稱に整然と配置された六部と五軍都督府の中央官廳街、冥界の忠烈を祀る十廟と現世の賓客を接待する十樓。これらはいずれも洪武帝が創建したものであり、六朝の建康城以來、南唐の江寧城を加えれば、七つの南方政權の都が置かれていた頃の都城とはもはや同日には語れないという。

王俊華もまた同様に南京城内の縦横に走る街路、橋梁や亭臺、祠廟、公侯の邸宅など、さまざまな施設や建物が整備されつつある状況を、以下のように述べている。

毫分縷析するに、街衢巷隧の列、橋道亭臺の施、名賢祠屋の嚴邃、^{げんざい}王侯第宅の華好、星陳棊布す。地に顯晦有り、而して沿革同じからず。名に古今有り、而して表著異なる無し。凡そ一統の規模を大にする所以のものは一覽を以て盡くこれを得べし(中略)。²³

心に續けて、

皇上は尺土に階よらず、乃ち吳越の疆もて中夏を席捲す。冰天・丹徼の域、雕題金齒・斷髮文身の屬、重譯して至らざ

る莫し。嘉禾靈草、諸祥の物、史に書くに絶えず。天命の係屬するところは是くの如し。夫れ湛恩厚德、千萬年に亘る。聖子神孫、承承繼繼し、以て此の無窮の基を保たん。是の圖を覽る者、其れ尙ほ斯を考すること有らん。²⁴

と述べる。吳越の地すなわち江南から中華を席捲して統一を成し遂げただけでなく、極北酷寒の地から南方炎熱の地まで、さまざまな容姿や習俗をもつ人々がはるばる南京に朝貢してくるようになった。この圖志を覽る者は、子々孫々まで繼承される不窮の基礎を築き上げた今上皇帝たる洪武帝の偉業に思いを馳せることができると結ぶ。

元末の民衆反亂の中から頭角を現した朱元璋が、集慶（のちの南京）に根據地を定めたのは、至正十六年（一三五六）三月のことであつた。二十四年正月には吳王を稱し、ついで皇帝に即位して以來晩年にいたるまで、三十年餘りのあいだに續けられてきた南京の都城建設がやっと完成の域に達した時點で刊行されたこの『洪武京城圖志』には、洪武帝自身の都城南京に對する強い思い入れが込められていたと言えよう。

ところで、この敕撰書の序文の執筆を擔當した詹事府丞杜澤は、治世の最晩年を迎えつつあつた洪武帝が最も信任した官僚の一人であつた。杜澤によつて書かれたこの序文も、洪武帝の意に適うものであつたらしい。翌年洪武二十九年正月早々、彼は詹事府丞（正六品）から吏部尙書（正二品）に一躍拔擢された。杜澤は山東の青州府沂水の人。文學をもつて本縣の儒學訓導から京官の司經局校書の試職を授かり、二十五年、詹事院が詹事府に改められると、府丞に昇進した經歷を持つ。今回の人事では、さらに六部の官職の最高位にまで昇り詰めたことになる。二年あまりの尙書在任中には、毎年行われていた朝覲の制を三年に一度に簡素化したり、京官や府縣の首領官の勤務評定の方法を定めたりしている。また一品から五品衙門にいたる吏員出身のランクを定めている。そののち三十一年四月には、老齡を理由に致仕した。²⁵

一方、題記でその編纂経緯を記した王俊華は、二十六年に浙江紹興府儒學教授（從九品）から「文辭を善くするを以て旨に稱い」右春坊右贊善（從六品）に拔擢された。²⁶この年、全国各地から都に入覲した府州縣學の教官のうちで同様に拔擢された者には、陝西鞏昌府秦州の儒學訓導の門克新がいた。²⁷『明史』に立傳された克新は、洪武帝から經學と歴史や政

治の得失について召問されて包み隠さず直言したところ、左春坊左贊善（従六品）に拔擢、さらに數年後には禮部尙書まで昇進した。これに對し右春坊右贊善となった王俊華について言えば、二十九年に翰林院學士劉三吾とともに「慶賀謝恩表箋成式」を作成したことが彼の事績として知られている。⁽²⁸⁾

杜澤と王俊華の両者は、いずれも文章に巧みなことから洪武帝から特別に氣に入られて拔擢された官僚であつた。両者は洪武年間を代表する官僚とは決して言い難いものの、帝が治世の最晩年を迎えたこの時點では、彼らに本書の序文や題記の執筆をさせたのは極めて順當な選擇であつたと言えよう。

二、永樂以後の流傳

(1) 明清

ここまで見てきたように『洪武京城圖志』は、太祖洪武帝直々の命を受けて禮部によつて編纂された敕撰書であつた。それ故、本書は靖難の役で建文帝から帝位を篡奪した永樂帝の初政にあつてもかなり重視されていた。『永樂大典』卷七七〇一、十九庚・京には、最初に「南京」の項目が立てられているが、その大半は『洪武京城圖志』の記載が占め、目錄と圖を除くほぼ全文が載せられている。⁽²⁹⁾これに續けて、卷七七〇二に「北京」の項目を立てたその配列は、『永樂大典』が南京で編纂された永樂五年當時の南京と北京の序列をそのまま表している。⁽³⁰⁾

このように『洪武京城圖志』は永樂初年までは敕撰書に相應しい位置づけが與えられていた。しかしながら、後世では洪武帝の期待に違わぬ役割を果たすことはなかつた。すでに明らかにしたように、その書名が實錄に正確に載せられなかつただけではない。洪武の末に敕撰書として刊行され全國に頒布されたはずではあるが、明朝一代を通じて廣く流布した形跡が残っていないからである。

そもそも、現存する刻本は中國の南京圖書館に所藏する弘治重刻本一部のみで、前述したように洪武原刻本の存在は確認されていない。現在ではまさに天下の孤本となつた弘治重刻本出版の機縁をつくつた南京戸部主事王鴻儒は、跋文の中で以下のように記している。

右、洪武京城圖志一帙、洪武中の修せしところなり。其れ城郭宮室・郊廟壇壝・街衢樓館・山川橋道に詳し。(中略) 弘治壬子、杭州人陳有功の處より忽ち此の書を得たり、未だ以て平生の懷いを滿すに足らずと雖も、而ども金陵名勝の迹、大抵これを得るなり。豈に亦た一快幸に非ざらんや。江寧知縣朱宗は博雅にして古を好む者なり。見てこれに悦びて曰く、「此れ正に宗の見るを願うところにして得べからざるもの、庸詎ぞ海内の人此の心を同じくせざる者有るを知らんや。請うらくは諸を梓に壽り、以て其の傳を廣めんことを。或いは他日學士大夫の南都の盛を賦さんと欲する者有らば、亦た當に此を考すること有るべし」と。⁽³¹⁾

王鴻儒は南京戸部主事在任中の弘治五年(二四九二)に杭州の人陳有功(不詳)のところまで『洪武京城圖志』を手に入れた。これを見せられた江寧知縣朱宗が一目見たいと願いながらかなえられなかつた書物だと指摘するように、本書は當地の南京においてすら極めて入手しがたい書物となつていた。朱宗は弘治元年から十年まで南京附郭の江寧知縣に在任し、⁽³²⁾博雅好古の人物として知られていた。本書を廣めたいという彼の提案で重刻されることになり、これに王鴻儒自身が同年十月四日の日附を附した跋文を記したのである。

弘治重刻本の出版は、當地南京の官衙ですら早くも明代中期にいたるとすでに閲覽が困難となつていた本書を重刻し後世に傳えたという點で、極めて重要な意義を持つてゐる。明代後半以降にようやく始まる南京關係の地誌編纂事業において用いられたのは、おそらく洪武原刻本ではなくこの弘治重刻本であつたらう。

正徳十一年(一五二六)に『金陵古今圖考』を著した陳沂は、「圖に因りて考を附し、以て觀覽に備えん。若しそれ本朝の詳しきは、則ち『京城圖志』⁽³³⁾在る有り」と述べ、明朝では本書が最も詳細であると高く推奨している。陳沂の家は、明

初の祖父珣の代に醫術を以て寧波府鄞縣から都の太醫院に附籍した。二世代前より南京の地に移り住み南都の景勝を熟知していた陳沂は、應天府尹から府志編纂を委囑された。³⁴ 彼が進士に擧げられるのは、翌年十二年のことである。したがって編纂を委囑された當時はまだ舉人身分にすぎなかったが、その文名はすでに南都に轟いていたのである。彼は舊志を繕きその他の史料を博搜して編纂に取りかかったものの、府志は完成せずに終わったらしい。しかし獨自に十六圖を描いてそれぞれに考證を附して出来上がったのが『金陵古今圖考』一巻である。圖を中心とし考證を附したのは、『洪武京城圖志』の體例を意識したものと判断される。

陳沂は山西行太僕寺卿の官をもつて致仕し南京に戻ってからは、書室遂初齋を築き門を閉ざして著作活動に専念した。監察御史・提督學校の聞人詮に委囑されて嘉靖十三年（一五三四）に刊行された『南畿志』六十四卷の編輯に携わった。彼は、同書卷一、南都紀を『大明一統志』と『洪武京城圖志』に依據して大略をまとめたと記している。³⁵ 實際、「都城」と「皇城」部分の末尾には「京城圖志」という注記もなされており、本書が依然として當地の地誌編纂者たちに重視されていたことが判明する。

その後、嘉靖期を代表する文人の一人の歸有光（生歿年、一五〇六―七二）が、その文集に「題洪武京城圖志後」という題記を残している。³⁶ これによれば、嘉靖十年（一五三二）に應天鄉試受験のため南京に赴くにあたり、吳中英が家藏する本書を見せられたと回想している。吳中英は、歸と同郷崑山の人である。³⁷ 幼くして讀書を好んだので、父親が書物千卷を用意したという。吳は四十四歳を迎えたこの年にやっと辛卯科の應天鄉試に及第し舉人となった。

李晉華が指摘しているように、歸有光が見せられたのもおそらく弘治重刻本であろう。³⁸ 題記を記したのは、それから二十九年後に故人の家から本書を再び借用した折のことであった。彼がその末尾に題跋を寄せたのも稀觀本のゆえであった。江南の商業出版が隆盛に向かう嘉靖末年にいたっても、本書は稀觀本であることに變わりはなかった。

とはいえ、明代の地方志を数多く収集したことで知られる寧波の天一閣には、さすがに本書が收藏されていた。天一閣

は、兵部右侍郎范欽が嘉靖四十年代に建造したもので、現存する藏書樓の中では最も長い歴史を誇る。略兆平によれば、康熙年間の舊書目に著録されていたものの、その後散出したという。確かに嘉慶年間に浙江巡撫阮元が范邦甸等に命じて編纂した書目には、もはや著録されていない。⁽⁴⁰⁾

また北直隸開州の人、晁璉『晁氏寶文堂書目』下卷、圖志にも、本書が著録されている。⁽⁴¹⁾ 晁璉は、嘉靖辛丑科（二十年）の進士に及第、庶吉士を授かり翰林院に送られて讀書に勤しんだ。のちに檢討から修撰をへて司經局洗馬に昇任し、國子監司業を兼管した。華北の地にありながらその書室寶文堂には、七千種を超える書籍を家藏していたといわれる。

さらに、錢謙益が撰した目録として知られる『絳雲樓書目』卷一、地誌類には『洪武京城圖志』を著録しており、彼もまた本書を收藏していたことが知られる。ただし、吳縣の人陳景雲は「一卷、洪武間奉敕纂修」と註記するのみで、洪武原刻本か弘治重刻本かまでは判らない。錢は明末を代表する藏書家の一人だからこそ、この稀覯本を藏書に加えることができたのであるが、順治七年（一六五〇）に失火により絳雲樓の藏書はすべて灰燼に歸した。⁽⁴²⁾

清朝に入っても、そうした状況に變わりはなかった。乾隆年間に編纂された『四庫全書』に收められなかったばかりでなく、阮元『四庫未收書目提要』や『全燬書目』『抽燬書目』『禁書總目』『違礙書目』等を收めた『清代禁燬書目』にも著録されていないからである。⁽⁴³⁾

道光二年（一八二二）の舉人で上元縣出身の朱緒曾は、『洪武京城圖志』の題記を残している。「鏤刻は精工で、字體は趙孟頫（松雪）の書に仿う。共に六十葉で每半葉十行、滿行十九字である。篇幅は寬闊で字は大きく目に嬉しい。（中略）この圖志は明初の印本である。古の香りが手に觸れるようで、宋元の佳刻と異なるところが無い」⁽⁴⁴⁾などと記して、明初の洪武原刻本を緋いたと述べる。これが事實とすれば、現在ではその存在が確認されていない洪武原刻本が清朝後半まで残っていたことになる。十數萬卷を有する藏書家として知られる朱緒曾であるが、彼自身が本書を收藏していたかまでは觸れていない。

近代を迎えて、先にも觸れたように民國十八年(一九二九)に南京の中華書局より『洪武京城圖志』と『金陵古今圖考』が石印本で影印出版された。中華書局とは南京大學の前身、國立中央大學を中心とする數名の教授からなる私的な同人結社で、明治期日本の「古書保存會」を参考に流傳の少ない古籍數種を影印出版するなどの活動を行った。⁽⁴⁵⁾

その活動の中心人物が、江蘇省立國學圖書館館長を一九二七年六月以來、二十年以上の長きにわたって務めた柳詒徵(生歿年 一八八〇—一九五六)である。⁽⁴⁶⁾ 彼が主編した『江蘇省立國學圖書館圖書總目』四十四卷、補編十二卷、全三十冊、一九三五年刊がよく知られている。ほかに、館藏する丁氏舊藏の宋元版の書影を集めた『盞山書影』第一輯 宋本、第二輯上下 元本(江蘇省立國學圖書館編、一九二九年)の刊行がある。盞山とは南京城内西南隅にある清涼山の一支山のことである。道光年間の兩江總督陶澍により龍蟠里に設けられた盞山園(一名、博山園)の舊址に國學圖書館が建設されたため、これに因み盞山圖書館と呼ばれたことに由來し、盞山精舎とも雅稱された。⁽⁴⁷⁾

柳詒徵が一九三四年までの數年の間に影印した古籍はこれのみに止まらず、經部五種、史部三十四種、子部八種、集部十六種をあわせて六十三種に及んでいる。柳が最も得意とした史部では、本書を筆頭に、陳沂『金陵古今圖考』(一九二九年)、宋應昌『經略復國要編』(一九二九年)、黃佐『南雍志』(一九三二年)、王在晉『三朝遼事實錄』(一九三二年)、徐學聚『嘉靖東南平倭通錄』(一九三二年)、張德堅『賊情匯纂』(一九三二年)などがある。圖書館自身による善本の影印出版は、あらためて言うまでもなく善本の普及と各地の團體や個人との交換による館藏數の増加を目的としていた。そのみ止まらず、影印されたリストから窺えるように、この時期の日本軍による中國東北部の侵略に對して警鐘を鳴らさんとする愛國的意圖が込められていた。⁽⁴⁸⁾

『洪武京城圖志』と『金陵古今圖考』の影印本の出版に際して、柳はそれぞれに跋文を書いている。⁽⁴⁹⁾ 前者に附された跋

文によれば、その影印にあたり丁申・丁丙兄弟の八千巻樓舊藏の弘治重刻本を用いたことを記している。この丁氏舊藏本が現在南京圖書館に所藏する弘治重刻本である。中社影印本の巻末には、柳の跋文のほかに歸有光・朱緒曾・丁丙の題跋を附載している。丁丙の跋文によれば、この弘治重刻本には浙江山陰の人杜煦の印があると記している。⁵⁰後述するように、本書を南京圖書館で閲覽した際に「皇都山川封城圖攷」第一行目に朱印で「杜煦之印」と押印されていることを確認することができた。杜煦は嘉慶丁卯科（一八〇七年）の舉人、道光元年に孝廉方正に推舉された。丁氏が所藏する先立ち、この重刻本は一時期彼の家藏するところとなっていた。

さて、丁氏舊藏本が南京圖書館に收藏されることになったのは、丁丙の歿後の光緒三十三年（一九〇七）にその家業が破産したからである。藏書集積を可能にしていた祖父國典以來の商業活動で蓄えられた豊かな財力が經營的失敗により失われると、申の子丁立誠は賣りに出すことを願った。⁵¹陸氏詒宋樓の舊藏書が日本の靜嘉堂文庫所藏となったのに續いて丁氏八千巻樓の藏書も他國に流失することを懼れた兩江總督端方は、清朝政府に一括して購入することを奏請した。

その結果、南京圖書館の前身にあたる江南圖書館に收められることになり、同館の藏書の根幹を占めることになったのである。⁵²江南圖書館は、端總督が目錄版本の専門家として名高い繆荃孫に命じて設立した公共圖書館である。その藏書樓は、前述した龍蟠里の上元高等小學堂（舊惜陰書院）内に建設された。一九一三年七月に江蘇省立圖書館、一九九年には江蘇省立第一圖書館と改名した。さらに二九年十月には江蘇省立國學圖書館に改稱した。その藏書目錄である『江蘇省立國學圖書館圖書總目』史部卷一三、地理類、專志・古蹟には、⁵³「洪武京城圖志一卷、缺名、弘治重刊本、有杜煦之印一印、丁書、善甲十號廚、一冊」と詳しく著録されている。

ところで、散佚を免れた丁氏舊藏本の一書、弘治重刻本の原本の方は、江南圖書館の藏書樓に收められて以降、公的庇護のもと安泰のうちに現在を迎えることができたわけではなかった。中山陵の建設が進められる中で蔣介石により再び國民政府が組織されることになった南京は、一九二八年一月にあらためて首都建設に着手していたものの、十年たらずの三

七年八月十五日以降、舊日本軍によって首都南京が宣戦布告なき渡洋爆撃に晒され、十二月には占領されるまでに至ったからである。⁵⁴

盧溝橋事件後、戦域が急速に擴大して上海でも交戦が始まると、戦火による蔵書の焼失を避けるため輸送手段が整わない中で館長柳詒徴は、朝天宮（水西門内莫愁路東）の地下倉庫に保管することを検討した。ただそこには、前年に北平故宫博物院南京分院が置かれ、故宮の貴重な文物が搬運されて来て保管がすでに始まっており、國學圖書館の全部の圖書を收藏することは到底不可能であった。

そこで八月十四日、まず宋元の刊本・稿本・抄本の善本が五箱に入れられ、次いで翌々日、錢塘丁氏八千卷樓と武昌范氏月樓木樨香館、その他の舊藏本のみが一百五箱にまとめられて一齊に朝天宮の地下倉庫に運び込まれた。⁵⁵翌日の十五日から市内に爆撃が始まり、夫子廟の近くにあった南京市立圖書館はその爆撃を受けて蔵書を全焼した。⁵⁶國學圖書館の善本は、柳館長の素早い判断もあって無事であった。しかし一九四〇年二月、地下倉庫の善本が日本軍に発見されると、一百十箱の書籍はすべて竺橋にあった中央地質調査所陳列室（現南京地質陳列館）に運ばれて、その圖書整理委員會によって保管されることになった。

一九四五年九月二日、聯合國代表と日本政府が米國軍艦ミズーリ號で日本降伏の文書に署名したのを受けて出された抗日戦争の勝利宣言から三日後には、柳は收復した地域の圖書文物を接收する建議をいち早く教育部に提出し、友人を介してこれを新聞紙上に公表した。⁵⁷その後、重慶に避難していた國立中央大學の柏溪分校から十月南京に戻って國學圖書館長に復歸すると、その蔵書十九萬冊の回収に奔走した。『江蘇省立國學圖書館現存書目』が編纂された四七年末の時點では、普通書は甚大な損失を被ったものの、宋刊本はすべて、元刊本は九二%、明刊本も九三%を回収することができた。⁵⁸

翌年年末になると國共内戦の歸趨も定って南京各級機關の臺灣移轉が始まり、國立中央圖書館の蔵書移轉の議論が浮上した。江蘇省教育廳によって國學圖書館の蔵書も時期をみて臺灣に移す指示が出された。しかし柳館長はこれに従わず、

二萬餘冊の善本書籍を八十箱に封裝して一九四九年一月二十七日に朝天宮の地下倉庫に再び保管させた。その直後に柳は七十の高齡を理由に退休願を教育廳に提出した。三月にこれが正式に受理されて職を辭し上海に居を移した。⁵⁹ 南京が人民解放軍によって武裝解除されるのは、翌月四月のことである。

一九五二年十月、龍蟠里の國學圖書館と成賢街にあつた舊國立中央圖書館が統合されて南京圖書館が成立した。江南圖書館以來の舊八千卷樓藏書およびその他の典籍が南京圖書館古籍部（頤和路二號）に移され、⁶⁰ 本書もようやく安住の地を得ることになったのである。

以上のことから、丁氏舊藏の弘治重刻本を影印出版することによって『洪武京城圖志』の存在を廣く知らしめた點、そして日中戦争の戦禍とそれに續く國共内戦の混亂から多くの宋元善本とともに弘治重刻本の原本を守り抜いた點のいずれにおいても、柳詒徵の貢獻は極めて大きなものがあつたと言えよう。

三 弘治重刻本と清抄本

現在、南京圖書館に所藏する弘治重刻本『洪武京城圖志』一冊は、前述したように天下の孤本である。南京の中社が影印出版することで廣く知られるようになった。筆者は、この影印本をもとに研究に着手していたが、二〇一二年三月に南京圖書館で弘治重刻本の原本を閲覽する機會に恵まれた。⁶¹ 重刻本と影印本を比較対照したところ、重刻本の影印出版に際して、編者の柳詒徵は裝訂の一部に改變を施していることが判つた。ここでは、まず南京圖書館に所藏する弘治重刻本の裝訂とその構成について紹介することにしたい。

弘治重刻本は高さ三四・六センチ、幅二一センチで、前表紙・副葉・本文・別紙・後表紙からなる。書號は一一〇三〇八と附されている。前表紙と後表紙はそれぞれ二葉あつて藍紙一葉と紫紙一葉からなっているのは、影印本の出版に先立って、裝訂を新しくした改裝本であるためであろう。後述する卷末の別紙四葉もこの時に加えられたものと判断される。

紫紙の表紙には「八千卷樓珍藏書本」の朱印がある。裏には「洪武京城圖志一卷 明宏治重刊本 山陰杜氏煦藏書」と題した附箋二葉が重ねて貼られている。^② おそらく丁丙自筆の題跋であろう。表紙に續けて白紙の副葉二葉を挿んでいる。これに續く「洪武京城圖志」と題した封面一葉は、影印本の表紙の様式と同じである。

本文には裏打ち紙の襯紙が入られており、天地や綴じ口部分に白紙がはみ出している。原本は高さ二九センチ、幅一八センチで六十葉からなるが、実際には第四十葉が缺けているので全部で五十九葉ある。版框は四周雙邊で、縦二六センチ、横一六・五センチである。版心は黒口で、雙魚尾の中に「洪武志」と書名を略記している。

卷首に、杜澤「洪武京城圖志序」、王俊華「洪武京城圖志記」、「皇都山川封城圖攷」、「目錄」を掲げている。杜澤の序文には「江蘇第一圖書館善本書之印記」の朱印が、「皇都山川封城圖攷」の第一行目には、前述したように杜煦の藏書印「杜煦之印」が朱印で押されている。江蘇第一圖書館とは南京圖書館の前身、江蘇省立第一圖書館の略稱である。一九一九年から二九年までのあいだ江蘇省立第一圖書館の名稱が用いられていたことから、弘治重刻本の裝丁を新たにしたものこの時期のことであろう。目録の十三項目は前に掲げたので、ここでは省略する。

圖は、第八葉に「皇城圖」、第一八葉に「大祀壇・山川壇」、第一九葉に「廟宇寺觀圖」、第二七葉に「官署圖」、第三七葉に「國學圖」、第三八葉に「街市橋梁圖」、第五二葉に「樓館圖」と、あわせて七圖を掲げている。本文卷末には、重刻した王鴻儒の跋文を記し、六十葉裏の末尾にも「江蘇第一圖書館善本書之印記」の朱印を押してある。

改裝の際新たに付け加えられた別紙は、四葉からなる。歸有光「題洪武京城圖志後」（歸太僕集）、朱緒曾「洪武京城圖志」（開有益齋讀書志）、及び「戊辰冬十有二月」の日附を記した柳詒徵の跋文を収めている。戊辰とは一九二八年のことである。

次に、北京の國家圖書館で閲覽した清抄本について紹介する。残念なことに、二〇一二年三月に訪れた際には清抄本の原本は閲覽できなかつたものの、マイクロフィルムにより『北京圖書館古籍珍本叢刊』所収の影印本の原貌を窺うことが

できた。

フィルムの冒頭部分には、「中華人民共和國 國立北京圖書館攝制顯微影片 第十六種 洪武京城圖志一卷 清抄本一冊」の記載がある。抄録の時期を示す記述や藏書印などの手がかりは見当たらなかったものの、おそらく山川の項目に載せる「玄武湖」を康熙帝の漢名玄燁を避諱して「元武湖」と改めていることなどから、清代に抄録したと判断したのであろう。

圖は八圖あり、すべて目録の後に八葉にまとめてある。前述したように清抄本に載せる「京城山川圖」は弘治重刻本では缺けており、極めて貴重なものである。また巻首の杜擇の「洪武京城圖志序」と、弘治重刻本巻末に載せる王鴻儒の跋文が無い。こうした点から、清抄本は弘治重刻本ではなく、未だその現存が確認されていない洪武原刻本を抄録した可能性が高いと推測される。

『北京圖書館古籍珍本叢刊』に収める影印本では、第二二葉、第三〇葉、第四〇葉、第五四葉の冒頭部分に編者が「原書此處缺葉」と記しているが、この缺葉部分というのは、南京圖書館所藏の弘治重刻本と比較対照すると明らかかなようにほんらい「大祀壇・山川壇（圖）」、「官署圖」、「國學圖」、「樓館圖」が挿まれていたところで、清抄本で圖を一括して前面にまとめたために葉数が缺けているように見えるに過ぎない。ただ、清抄本と弘治重刻本の葉数が若干ずれているのは、その理由が明らかではない。

四 三修本『太祖實錄』に残る改竄の痕跡

それでは『太祖實錄』において、敕撰書『洪武京城圖志』は何故に「洪武志」と省略して記され、その正確な書名が残されなかったのかという問題についての考察を進めていくことにしたい。

筆者は、拙著『北京遷都の研究——近世中國の首都移轉——』の中でそれまで明朝政治史の一事件として閉じ込めら

れていた北京遷都を、政治はもちろん經濟・社會の全般にわたるシステムの變更を引き起こした一大プロジェクトとして把え直し、その全體像について實證的な考察を加えた。⁶³⁾

王朝交替期ではなく同一王朝内において進められた點で、より困難を伴ったと考えられる首都の南京から北京への移轉問題を考えるにあたり、南京と北京の兩京體制の創始（二四〇三年）↓北京遷都（一二二一年）↓南京遷都（一二二五年）↓北京定都（一四四一年）という一聯の過程の存在に着目した。朱元璋が集慶（のちの南京）で政權を樹立し、歴代の王朝ではここに都を置いて初めて全國を統一して以來、靖難の役に勝利した永樂帝による北京昇格による兩京體制の創始、これに續く三度の北京巡幸をへて、在位二十年目にして實現した北京遷都の斷行とその直後の三殿二宮の焼失、永樂帝の死後にあとを嗣いだ洪熙帝による南京遷都の決定と北京の行在化、さらに宣德帝と正統帝のもとで進められた三殿二宮の再建をへて北京諸官廳から行在の名が最終的にはずされることで落着した北京定都というように、草創期の明王朝の政治的中心は、振り子のごとく南北に搖り返しを續けたからである。

こうした數度にわたる搖り返しの存在は、モンゴル勢力を北に追いやった漢族王朝としての明朝において、洪武末年の時点では南京を都とする「南京＝京師體制」がすでに固まりつつあったことや、燕王府が置かれていたとはいえ、新たに即位した永樂帝が自らモンゴル元朝の建設した大都（現在の北京）にそのまま都を移すことの困難さを抱えていたことを示している。加えて建文帝から帝位を篡奪した永樂帝の場合には、新政權の正當性をはっきりと打ち出す必要から洪武政治の繼承を前面に掲げざるを得なかった。

こうした情況のもとで永樂帝が進めた遷都プロジェクトは、洪武政治の繼承どころか祖法の改變を意味した。そこで、永樂帝は輿論の反發や批判を避けるために、遷都の決定を宣言することなく巧妙に進めていったのである。『太宗實錄』に基づいた分析によって明らかになったのは、遷都プロジェクトの第一段階の北京の宮殿造營も、あくまで帝の一時的な巡幸に備えるという名目で着手されたことである。最終段階を迎えて永樂十四年十一月、南京で行われた文武の重臣會議

において改めて北京宮殿の建設を決定した際も、遷都の問題は正面から論じられた形跡が残っていない。

以上の分析を進める中で、筆者はまた永樂北京遷都というプロジェクト自体が、分析に用いた『太祖實錄』や『太宗實錄』のような王朝の實錄編纂事業にもさまざまな影を落としていたことを明らかにした。⁽⁶⁴⁾ 後者について言えば、従来、靖難の役や役後の「壬午殉難」の史實に關する歪曲捏造の問題に關聯してはさまざまな検討がなされてきた。⁽⁶⁵⁾ しかし『太宗實錄』自体が持つ史料的不備の問題については、これまであまり論じられていなかった。それは、永樂帝の歿後に編纂が始まった實錄は、北京で編纂されたために遷都後もそのまま南京に保管されていた膨大な奏本その他の官文書からなる檔案類を十分利用できずに編纂された結果、史料的不備が生じた點である。⁽⁶⁶⁾

これに對し、前者の『太祖實錄』は明末の沈德符が『萬曆野獲編』で指摘したように、靖難の役による燕王の帝位繼承を正當化するために二度も編集し直された、いわく附きの實錄であった。⁽⁶⁷⁾ すなわち、洪武帝の歿後に最初建文帝のもとで編纂された實錄は、その後永樂帝の在位期間に二度にわたって編纂し直されている。残念なことに現在われわれが利用できるのは三修本のみで、建文三年（一四〇二）十二月に建文帝のもとに上進された初修本⁽⁶⁸⁾および永樂元年（一四〇三）六月に永樂帝に上進された再修本は、いずれも現存が確認されておらず、三修本で改竄された箇所を具體的に提示することはできない。

とはいうものの、これまでの研究でも明らかにされてきたように、諸王の中でとくに燕王（のちの永樂帝）を重視して取り上げた記事の多くは、初修本當時からすでに記載されていたというよりは、永樂帝即位後の再修本以降に書き加えられたものと判断される。加えて、建文元年正月に開始された『太祖實錄』の編纂事業が進行する中で、同年七月に燕王によって「靖難」の役が引き起こされた。⁽⁷⁰⁾ 戦況が刻々と變化する最中に出来上がった初修本においては、燕王の扱いは極めてデリケートな問題であったはずである。敢えて觸れないで済みます場合もあれば、逆に燕王をあからさまに指彈する記述さえ存在した可能性も考えられる。⁽⁷¹⁾ したがって、現行の『太祖實錄』に載せられた燕王の記述を注意深く扱えば、改竄の

痕跡を探し出すことは不可能ではない。

初修本に改竄の手が加えられた部分として、最も明瞭な事例からまず紹介しよう。同書卷一四七には、馬皇后逝去の記事が載せられている。⁷² その末尾には、馬皇后は五人の皇子と二人の皇女を産んだことを述べる。長男は懿文太子標、二男は秦王に封じられた棟、三男は晉王桐、四男は今上皇帝の棟、五男は周王櫛である。皇女は寧國公主と安慶公主の二人である。しかし実際には吳晗の研究で⁷³ すでに明らかにされているように、馬皇后自身には實子がいなかったことから、この七人はいずれも嫡出ではなかった。燕王がここで「今上」と表記されていることから明瞭なように、この部分は初修本には無く、再修本で書き改められたことは確實である。

さらに問題なのは、この記述に續く永樂帝の出生にまつわる祥瑞と馬皇后が見たという夢の内容である。これによれば、今上皇帝（永樂帝）が初めてお生れになった時、雲龍の祥が現れたので、馬皇后は甚だこれを異とした。皇后はかつて微賤な時分に諸子を携えて原野の間にいると、にわかには寇賊がおそってきた夢を見た。皆な紅巾をしておりとても恐ろしかった。適たま今上皇帝が馬をすすめ皇后を扶けて乗せると、馬を躍^{おど}らせてつき従った。寇賊は今上皇帝の姿を見ると皆な辟易して遁去した。皇后は諸子とともに従容として還ったところで、遂に目が覺めた。そのため今上皇帝の事をとりわけ鍾愛するようになった。

と記されている。雲龍の祥とは言うまでもなく天子の出生を聯想させる表現である。また馬を進めて賊から母親と兄弟を救ったという夢の内容は、永樂帝の武勇を象徴している。これに續けて、永樂元年六月丁巳の條に馬皇后に「孝慈昭憲至仁文德承天順聖高皇后」の尊諡を加上したことまで言及しており、この部分が再修本以降において新たに加えられた記述であることは、もはやこれ以上贅言を要しない。しかも母子たちを襲った寇賊たちが紅巾をしていたというのは、元末の紅巾の賊を想起させるもので、祕密結社化した白蓮教集團との訣別を強く勧めた儒者官僚の關與さえも透けて見える。

もう一例を挙げれば、同書卷七一には、王府の護衛設置に關して以下のような記事が載せられている。

龍虎衛を改めて燕山護衛と爲す。西安・太原・廣西の三護衛を置く。⁽⁷⁴⁾

本條では、洪武三年に分封された十名の諸王（秦王・晉王・燕王・吳王・楚王・齊王・潭王・趙王・魯王・靖江王）の中でも、早い時期に就藩が豫定されていた秦王・晉王・燕王・靖江王の四王に對して、この時點でそれぞれ護衛が配置されたことが記されている。從孫の靖江王守謙は別にしても、本來であれば、諸子の年齢の順に西安・太原・北平に護衛を置くと書かれるべきところ、まず燕王の所屬となる燕山護衛の改編を掲げて、次にほかの三王の護衛設置をまとめて記す。この部分も、現行の三修本『太祖實錄』が燕王、のちの永樂帝を中心に据えて書き直されたことを端的に示している。

ほかにも、三修本には燕王朱棣に對する洪武帝の分封當初からの特別な厚遇や期待の記述が散見されるが、これらはそのまま事實とは見なすことはできず、初修本では分封から就藩までは秦王、晉王、燕王の三王ともにほぼ同等な扱いがなされていたと判断される。つまり永樂元年に上進された再修本と十六年に上進された三修本は、篡奪により即位した永樂帝への皇位繼承の正當性を明らかにすべく改竄の手が加えられていたのである。

おわりに —— 『太祖實錄』にみる遷都の影

ここまで、現存する三修本の『太祖實錄』に残る改竄の痕跡を追ってきたが、永樂帝の在位中に二度にわたって編纂されている。永樂元年にいったん上進された再修本は、何故あらためて編纂し直されなければならなかったのであろうか。

永樂帝の即位後では二度目となる『太祖實錄』の編纂が命じられた経緯について、『太宗實錄』巻一二〇には次のように記している。

太祖高皇帝實錄を重修するを命ず。上は即位の初め、曹國公李景隆等に命じて監修せしむ。而れども景隆等は心術不正、また急促に成り、未だ精詳を極めず。上は巡幸して北京に至るの初め、翰林學士胡廣等に命じて重修せしむ。こ

こに至り、太子少師姚廣孝・戸部尙書夏原吉に命じて監修官と爲し、翰林院學士兼左春坊大學士胡廣・國子祭酒兼翰

林院侍講胡儼・右春坊大學士兼翰林院侍讀黃淮・右春坊右庶子兼翰林院侍講楊榮を總裁官と爲し、左春坊左諭德兼翰林院侍講楊士奇・金幼孜等を纂修官と爲す。皆な敕を賜いて勉勵せしむ。⁽⁷⁶⁾

これによれば、編纂し直された理由として、監修官李景隆らの「心術不正、また急促に成り、未だ精詳を極めず」と述べている。太子太師曹國公李景隆は監修國史都總裁官に任命され、兵部尙書忠誠伯茹瑄とともに再修本の監修官を命じられた人物である。⁽⁷⁶⁾ 彼らはいずれも、すでに閒野潛龍が指摘しているように、靖難の役の最終盤の南京攻略にあたり燕王のもとに率先歸附している。⁽⁷⁷⁾ この二人に限らず、再修本の總裁官を務めた翰林學士の解縉や王景以下の纂修官たちも、すべて燕王軍に投降した官僚たちで固めていた。とくに李景隆と茹瑄の二人は、ともに再修本の監修官を務めただけでなく、そののち李は籍没されたり茹は投獄されたりと、終わりを全うしなかつた點でも共通性が見られる。

確かに、李景隆は實録を上進した一年餘りのちの永樂二年七月には、刑部尙書鄭賜や吏部尙書蹇義を始めとする文武百官から亡命者を匿い不軌を謀ったと劾奏されている。帝は李が勳戚の筆頭であつたことから當初辯護に回つたものの、結局、勳號を削るように命じた。そのため、爵位を剝奪され財産も沒收された。⁽⁷⁸⁾

これに對し、茹瑄は『太宗實錄』に載せる錦衣衛での獄死記事に附された小傳に、「太祖は毎に賢人君子を以てこれ(茹瑄)を稱^たた。上(永樂帝)はこれを待するに尤も厚し」とあるように、實は洪武帝や永樂帝の雙方から厚遇されていた人物であつた。その彼が永樂七年錦衣衛に投獄されたのは、休暇を賜り郷里に還る途中、長沙の谷王榭に拜謁しなかつたためである。都察院が祖訓に違反したとして死刑に處すべきと指彈した。帝は、谷王のことを重んじてやむ得ず錦衣衛の獄にいったん拘留したものの釋放するつもりであつた。しかし獄に入れられて刑を免れないと考えた茹は、服毒自殺するほどなくその知らせを聞いた帝は、彼の死をとめて惜しんだという。二人の皇帝に厚遇されただけでない。周圍の人々からも「茹の卒するや、貴賤なく皆なこれを惜しむ」と特筆されるほどであつた。⁽⁷⁹⁾

以上のことから判斷して、實録に記す「心術不正」とは李景隆その人を指すと考えられる。つまり三修本は、李に「心

術不正」のレッテルを貼りつけ、いわばスケープゴートに仕立て、彼を筆頭にして監修された再修本の問題性を強調する記述となっていたのである。

また後半部分の「急促に成る」とは、永樂帝の即位後、初修本の重修が命じられてから再修本がわずか八か月たらずで上進されたことを指している。したがって、再修本では決して全面的な改訂作業が施されたわけではなく、帝位の篡奪を糊塗しその皇位繼承を正當化する部分以外の多くは初修本に依據したものであったと推定される。

それでは、永樂十六年に上進された三修本『太祖實錄』のどの部分が書き改められたのであろうか。再修本と三修本の違いについて、これまでの研究では未だ十分に解明されているわけではない。管見のかぎりこれまで唯一論じられてきたのが、永樂帝の出生に關する記述の變更である。

清末の咸豐から同治年間にかけて、夏燮は『明通鑑』を編纂した。夏燮はその巻首「義例」において、再修本の段階では解縉らが永樂帝に媚びて懿文太子・秦王・晉王は諸妃の出、燕王と周王のみ馬皇后が産んだとしていたが、三修本では懿文太子以下五人をすべて嫡出に書き改めたと指摘した。⁽⁸⁰⁾

夏燮のこの指摘は、現代の多くの研究者にも受け入れられている。⁽⁸¹⁾ 例えば、吳晗は永樂帝が即位直後『玉牒』を偽造し自己と周王を馬皇后の嫡子としたため、それが再修本に反映されたこと、その後不都合に氣づき三修本實錄や『天潢玉牒』では五人を同母に改めさせたとし、その間の偽造經過は夏燮の説が最も明白であると評價した。⁽⁸²⁾ 間野潛龍も同じく夏燮の「義例」を引用して、出生の記述については夏燮と同様な推定をしている。また再修本の總裁官解縉や三修本の總裁官胡廣らの役割を検討したうえで、初修・再修の間よりも、再修・三修の間に實を失する過筆が多かったと推定している。⁽⁸³⁾

ここでは、永樂帝の北京巡幸と三修本の編纂過程に着目しながら、あらためて再修本と三修本の違いについて検討を加えることにしたい。従来、三修本の編纂は、實錄に載せる監修官や總裁官等の任命記事をもとに九年十月に開始されたと説明されてきた。⁽⁸⁴⁾ しかし見落としてならないのは、前掲した實錄の傍線部分に明記されているように、帝の第一次北京巡

幸中にすでに翰林學士胡廣らにその重修が命じられていたことである。胡廣はこの時、巡幸に扈從しており、帝と行動をともにしていた。⁸⁵確かに姚廣孝や夏原吉が三修本の監修官に任命されるのは、帝が第一次巡幸から南京に戻っていた九年十月のことであるが、第一次巡幸中の北京において、翰林學士胡廣らがすでに改訂作業に着手していたことは十分考えられる。

事實、以下に示すように永樂七年六月の時點で、帝は都の南京で編纂された再修本實錄を巡幸先の北京に移すように皇太子に命じていた。

皇太子に賜書し、右春坊大學士兼翰林院侍讀黃淮・左春坊左諭德兼翰林院侍講楊士奇に諭して太祖高皇帝御製文集及び洪武實錄の點檢完備するを以て封識し、老成の内官一人に付して錦衣衛指揮王眞及び翰林院官鄒緝・梁潛・李貴・王洪と共に送りて北京に赴かしむ。仍りて淮・士奇をして朝臣の内より謹厚篤實・文學の稱^左うべき者數人を愼舉して偕に來らしむ。⁸⁶

しかも、黃淮と楊士奇に命じて朝官の中から謹厚篤實で文學の才ある者を選んで同行させていたのは、單なる運搬作業のためではなく『太祖御製文集』と再修本『太祖實錄』の重修を永樂帝が意圖していたからにちがいない。

かくして第一次巡幸中の北京の宮殿で、おそらく帝直々の指示を受けつつ再修本實錄の改訂作業が始まった。第一次巡幸から南京に戻っていた永樂九年十月に、正式に監修官や總裁官を任命したのは、實は形式上の手續きにすぎなかったのではないか。というのは、この時點では再修本實錄は北京に運ばれておりすでに南京にはなかったからである。のちに三修本の完成後に、初めて御覽用の實錄のほかにもう一部が作られ古今通集庫に收藏するようになるが、この時點ではまだ副本は存在していなかった。⁸⁷南京で任命された監修官らが實際に改訂作業に従事できたのは、十一年四月の第二次北京巡幸以後のことであろう。

最終的な改訂作業を施した三修本の『太祖實錄』が監修官の夏原吉と總裁官の楊榮らにより第三次北京巡幸中の帝に上

進されたのは、永樂十六年五月一日のことであった。⁽⁸⁸⁾

實録の記載で總裁官の筆頭に胡廣ではなく楊榮がその名を列ねているのは、胡廣が病のために奉天殿で行われた實録上進の儀式に加われなかったからであろう。彼はその直後の五月八日に北京の官舎で亡くなっている。⁽⁸⁹⁾ 實際の改訂作業でも重要な役割を果たしたのは、やはり九年六月の監修官等の正式任命に先立って第一次巡幸中に重修を命じられていた胡廣であったと考えられる。⁽⁹⁰⁾

三修本が進された十六年五月という時期は、奉天殿や乾清宮の建設工事も始まり、北京遷都にむけたプロジェクトがいよいよ最終段階を迎えていた。⁽⁹¹⁾ 南京が首都の地位を奪われ、その地位を北京に譲り渡す日が来ることは、巡幸中の永樂帝に随行した側近の官僚たちの目にはもはや明らかになりつつあった。それは洪武帝が一代で築きあげた、前述の南京⇨京師體制に大きな変更をもたらすものであった。

このことは、洪武帝から永樂帝への皇位繼承の正當性を明らかにすべく編集し直すという再修本以来の實録編集方針とも齟齬を來すことが豫想された。實録の改訂作業に關わっていた總裁官や纂修官の誰かがそれに氣づき、永樂帝のもとでいま進められつつある南京⇨京師體制の改變をなるべく目立たなくしようと配慮することは、十分に想定される。かくして、洪武帝が築き上げた南京⇨京師體制を象徴していた敕撰書『洪武京城圖志』の書名から「京城圖」の三文字が省略され、『太祖實録』には「洪武志」の語だけが残されたであろう。つまり、首都の地位が奪われる南京に反比例して、新たに首都に豫定された北京の地位をより重視することになったであろう。⁽⁹²⁾

もちろん三修本實録の編集作業が進められた時期には、南京はまだ首都の地位を失ってはいない。南京と北京の兩京制のもとで北京はまだ「行在」⁽⁹³⁾の地位にあり、北京に滞在する永樂帝はあくまで「巡狩」であり、首都の南京は皇太子によって「監國」が行われていた。しかしながら實録の中では、『洪武京城圖志』の書名から三文字を故意に略して「洪武志」と記され、その存在を目立たなくする操作が行われていた。つまり、永樂十九年正月の北京遷都の實現に先んじて南

京から首都の地位を奪う準備がなされていたのである。

いったん完成した實録は、よく知られているように正本は内府の金櫃に、副本は内閣に收藏された。ただし、こうした慣行が確立するのは、すでに指摘されているように弘治年間のことであり、それ以前は前述したように上進本は御覽用に皇帝の手もとに置かれ、副本が宮城内の古今通集庫に收藏されていた。⁽⁹⁴⁾ いずれにせよ、容易に閲覽できなかったことには變わりない。それゆえ、『洪武京城圖志』から「京城」と「圖」のあわせて三文字を故意に省略した行爲はすぐに明るみに出ることにはなかった。したがってそれほど實質的な意味を持たなかったと言えるかも知れない。

しかし、それから約百年後の嘉靖十三年（一五三四）、歷朝實録の重録作業が大規模に行われるのを契機にして實録の閲覽が以前に比べてかなり容易になった時から、意味と効果を持ち始めることになる。南京が首都としての役割を果たしていた頃の具體的な記憶は、當時の人々からもうすでに薄れかけており、かわって陪都としての地位が確立していたからである。この時にいたって、三修本實録の中で「洪武志」と略した行爲は、ようやく實際の効果を後世に發揮しはじめる。そして、梁鴻志による江蘇省立國學圖書館傳抄本の上海での影印出版（一九四一年）や黃彰健による舊國立北平圖書館所藏紅格本の臺北での影印出版（一九六一年）をへて、明實録の閲覽と利用が一層に容易となった現代にいたるまで影響を及ぼしたことは、冒頭で觸れた李晉華らの研究からも確かめられるであろう。弘治年間に重刻されたがゆえに幸いにして後世に残された『洪武京城圖志』をもとに、洪武の都、南京城の景勝を解讀復元する作業が我々の次の課題となる。

註

- (1) 『明太祖實錄』卷二四三、洪武二十八年十二月辛亥、「洪武志書成。其書述都城山川地里、封域之沿革、宮闕門觀之制度、以及壇廟・寺宇・街市・橋梁之建置更易、靡不具載。詔刊行。」
- (2) 楊士奇等『文淵閣書目』卷頭、「文淵閣書目題本」。宮中書籍の南京から北京への移送については、拙著『北京遷都の研究——近世中國の首都移轉——』（汲古書院、二〇〇四年）序章三、および張升・王建國『《文淵閣書目》的版本問題』

- 『歴史文獻研究』二二輯、二〇〇二年参照。
- (3) 『明太宗實錄』卷二〇一、永樂十六年六月乙酉の條。
- (4) 『明太祖實錄』卷五九、洪武三年十二月辛酉の條。この『大明志』は、黃虞稷撰『千頃堂書目』卷六、地理類上では「大明志書」と著録されている。しかし、後述するように本論冒頭に引いた實録の史料原文「洪武志書成」が『洪武京城圖志』の完成を述べていたことから判断すれば、その書名は『大明志』が正しいと考えられる。
- (5) 山根幸夫「『大明一統志』について」『明清史籍の研究』(研文出版、一九八九年) 所收参照。
- (6) 顧炎武『日知錄』卷二二、都、「都城」の語義については、礪波護「中國都城の思想」岸俊男編『都城の生態』日本の古代9 (中央公論社、一九八七年) 所收参照。
- (7) 山根幸夫編『新編日本現存明代地方志目録』(汲古書院、一九九五年) や Wolfgang Franke: *An Introduction to the Sources of Ming History*, University of Malaya Press, 1968. (傅吾康編『明代史籍彙考』) では地方志の南直隸の項に載せる。また『中國方志大辭典』同編輯委員會編(浙江人民出版社、一九八八年) も、方志書名・江蘇の項で本書を取り上げ簡単な解説を附す。但し『京都大學人文科學研究所漢籍目録』(同朋舎、一九八一年) では、史部第十一地理類、五雜地志之屬に著録し、一般の地方志とは區別して雜地志に分類している。これに對し、中國科學院北京天文臺主編『中國地方志聯合目錄』(中華書局、一九八五年) や金恩輝・胡述兆主編『中國地方志總目提要』(漢美圖書有限公司、一九九六年)
- (8) その後、民國三十六年(一九四七)には、南京市通志館發行の『南京文獻』三號に鉛活字で收載された。この鉛活字本は、文字の校訂に問題が残っていたものの、一九九一年に上海書店よりそのまま影印出版された。また一九八八年より刊行が始まった『北京圖書館古籍珍本叢刊』(書目文獻出版社) 第二四冊に、北京圖書館所藏の清抄本が影印して收められた。さらに二〇〇六年には、南京出版社から『南京稀見文獻叢刊』の一冊として『洪武京城圖志・金陵古今圖考』が簡體字で出版されて普及した。南京出版社本は、弘治重刻本を底本に用い、「京城山川圖」は清抄本(書目文獻出版社)で補っている。ただし、弘治重刻本に附貼されていた丁丙の跋文は民國影印本には收められていたが、南京出版本では收録していない。なお、南京文獻本の校訂上の問題については、同書冒頭の歐陽摩一の「導讀」が詳しく論じている。
- (9) 方詩銘等編『中國史曆日和中西曆日對照表』(上海辭書出版社、一九八七年) 参照。
- (10) 明朝で最初に編纂された『明太祖實錄』には「凡例」が残されていないものの、『明太宗實錄』の「修纂凡例」には、「一、凡纂修先朝實錄及編輯書籍、皆書」とある。
- (11) 李晉華『明代敕撰書考附引得』(成文出版社、一九六六年)、

初版は一九三二年。なお、李が擧げた救撰書八十四種の中には、書籍として頒行されていないものも含まれている。筆者があらためて検討したところでは、七十數種を確認できる。附表「明洪武帝の救撰書一覽」参照。

- (12) 確かに「洪武京城圖志」の書名は清、傅維麟『明書』卷七五、經籍志の拾補・古今志の部分に載せられている。なお、同卷巻頭の歷代皇帝による救撰書編纂の概略を述べた部分には「(洪武)二十八年、(中略)又編洪武志、其書述山川都邑、宮闕壇廟甚詳。」とあって、「洪武志」が宮闕や壇廟についての記述がとても詳しいと注意を拂いながらも、傅はこれが『洪武京城圖志』であるとまでは指摘せずに終わっている。
- (13) 王圻『續文獻通考』卷一七八、經籍考も、地理・皇明部分の最初に「洪武誌書 洪武二十八年成」と記したあとに「大明志」や「寰宇通志」を排列していることから、「洪武志」が「洪武京城圖志」であることには気づいていないと判断される。
- (14) 張英聘『明代南直隸方志研究』(社會科學文獻出版社、二〇〇五年)一三頁。
- (15) 清、黃虞稷撰、瞿鳳起・潘景鄭整理『千頃堂書目』卷六、地理類上(上海古籍出版社、二〇〇一年)一五九頁。
- (16) 清、錢儀吉撰『碑傳集』卷四五、陳壽祺「黃虞稷傳」。
- (17) 『洪武京城圖志』卷首、王俊華「洪武京城圖志記」。
- (18) 『洪武京城圖志』卷首、杜澤「洪武京城圖志序」。
- (19) 清の乾隆年間に編纂された『欽定續通志』が、『洪武京城圖志』を「藝文略」ではなく、卷一六六、圖譜略・下の「都

邑」に著録しているのは、その意味で正鵠を射ている。同様に楊水泉編『南京文獻綜合目錄』(南京大學出版社、二〇〇三年)が、本書を「方志」ではなく、「圖表」に分類しているのも適切である。ただし、その編者を禮部纂修ではなく王俊華纂修としているのは些か正確さを欠いている。

- (20) 民國影印本末尾の柳詒徵の跋文では、「凡目十三、圖六」とあって六圖としているが、南京出版社簡體字本では「圖、實は八副と爲す」と注記し、訂正している。
- (21) 曹婉如等編『中國古代地圖集(明代)』(文物出版社、一九九四年)「圖版說明」では、弘治重刻本の八圖のうち、「皇城圖」「街市橋梁圖」「廟宇寺觀圖」「樓館圖」の四圖を掲載している。
- (22) 『洪武京城圖志』卷首、杜澤「洪武京城圖志序」。
- (23) 『洪武京城圖志』卷首、王俊華「洪武京城圖志記」。
- (24) 註(23)前掲の王俊華「洪武京城圖志記」。
- (25) 『明太祖實錄』卷二四四、洪武二十九年正月壬戌の條。「國朝獻徵錄」卷二四、吏部一、雷禮撰「吏部尙書杜公澤傳」。「明史」には、杜澤の傳は立てられていない。
- (26) 『明太祖實錄』卷二四六、洪武二十九年八月己酉の條。
- (27) 『明史』卷一三九、門克新傳。
- (28) 『明太祖實錄』卷二四六、洪武二十九年七月是月の條。
- (29) うち、中華書局影印本では七葉裏後半から一六葉までが缺けている。因みに、『永樂大典』同卷一卷を丸まる影印したのが、臺灣の中國地方志叢書・華中地方第四六七號に収録された『南京』(成文出版社、一九八三年)である。ただし、

「南京」と書名を附けて華中地方に収めたのは、誤解を招き易い。その内容には、同じく「南京」の名で呼ばれているものの、現在の南京市とは関係のない唐・宋・遼・金四朝の都城の記事を含んでいるからである。さらに二〇一二年、中國の南京出版社が南京稀見文獻叢刊の一冊に、(明)解縉纂「南京」として點校のうえ収録したのは同叢刊の中にすでに「洪武京城圖志」を収録しているだけに、一層理解に苦しむと言わざるを得ない。

(30) 『明太宗實錄』卷七三、永樂五年十一月乙丑の條。

(31) 『洪武京城圖志』卷末、「南京戶部主事王鴻儒跋」。なお、『明史』卷一八五には、王鴻儒の傳がある。

(32) 正徳『江寧縣志』卷一、官守表、皇朝・知縣、「朱宗、子因。睢州人。弘治元年由貢生任。」萬曆『江寧縣志』卷六、官蹟傳・朱宗。朱宗の字は子因、河南睢州の人で貢生出身で弘治元年に江寧知縣に赴任した。また『明孝宗實錄』卷二二四、弘治十年四月庚辰の條によれば、朱宗は南京吏部の考察により「罷軟無爲」とされ、十年にはその任を去っている。なお、杜信孚・杜同書『全明分省分縣刻書考』(線裝書局、二〇〇一年)が、江蘇省家刻卷・睢寧縣に「洪武京城圖志不分卷、明弘治五年江蘇省睢寧縣朱宗刊本」として掲げているのは、河南睢州の誤りである。また朱宗による本書の出版は、江寧知縣在任中であることから家刻本というよりは官刻本と判斷される。

(33) 陳沂『金陵古今圖考』序。

(34) 『國朝獻徵錄』卷一〇四、顧璘「山西行太僕寺卿陳先生沂

墓志銘」。嘉靖『南畿志』卷首、陳沂「南畿志序」。『明清歷科進士題名碑錄』明正徳十二年丁丑科進士題名碑錄の賜進士出身第二甲に、「陳沂、南京太醫院醫籍、浙江鄞縣人」とある。

(35) 嘉靖『南畿志』卷一、總志一、南都紀。

(36) 歸有光『震川先生集』(上海古籍出版社、一九八一年)卷五、「題洪武京城圖志後」。

(37) 歸有光『震川先生集』卷二五、「吳純甫行狀」。同書卷九、「送吳純甫先生會試序」。嘉靖『崑山縣志』卷七、鄉貢・國朝、嘉靖十年辛卯科、吳中英。

(38) 李晉華『明代敕撰書考』には、「萬曆十九年辛卯、歸有光赴試京闈、會于同鄉進士吳中英家見藏本、當即弘治五年重刻本也」(二二頁)と述べる。但し、歸有光の卒年は隆慶五年(二五七二)のことであるから、萬曆十九年(辛卯)に見たというのはいずれも誤りで、嘉靖十年辛卯の誤りである。また吳中英を進士とするのも誤りで、舉人のまま亡くなっている。註(37)前掲の『崑山縣志』等參照。

(39) 大木康『明末江南の出版文化』(研文出版、二〇〇四年)。井上進『中國出版文化史——書物世界と知の風景——』(名古屋大學出版會、二〇〇二年)。

(40) 駱兆平『天一閣藏明代地方志考錄』(書目文獻社、一九八二年)二二頁。清、范邦甸等『天一閣書目 天一閣碑目』(上海辭書出版社、二〇一〇年)。

(41) 『明代書目題跋叢刊』(書目文獻出版社、一九九四年)。晁瑛の經歷については、『明世宗實錄』卷四七六、嘉靖三十八

年九月戊子の條參照。

- (42) 錢謙益等『絳雲樓書目 述古堂藏書目』重印「絳雲樓書目」序(廣文書局、一九六九年)。
- (43) 王雲五編『合印四庫全書總目提要及四庫未收書目禁燬書目』(臺灣商務印書館、一九七一年)。
- (44) 朱緒曾『開有益齋讀書志』(清人書目題跋叢刊)七、中華書局、一九九三年所收) 卷三、地理、「洪武京城圖志」。
- (45) 中國科學院圖書館整理『續修四庫全書總目提要(稿本)』史部(齊魯書社、一九九六年) 五二七頁では、「此爲弘治間江南縣知縣朱宗翻刻本、益山精舍影印、以廣其傳。」とあり、益山精舍すなわち江蘇省立國學圖書館が影印したとしている。しかし、南京の中社が私的な同人結社であることについては、南京圖書館での閲覧の際にたまたま閲覧室でお会いした同館の退休研究館員で版本目録學で著名な沈燮元氏からのご教示をもとにしている。
- (46) 蔡尚思「柳詒徵先生之最」鎮江市政協文史資料研究委員會編『柳翼謀先生紀念文集』(一九八六年)所收、吳忠良「柳詒徵與江蘇省立國學圖書館」『大學圖書館學報』二〇一二年四期、九二頁。
- (47) 『國立中央大學國學圖書館小史』(國立中央大學國學圖書館、一九二八年)、葉楚傖・柳詒徵主編『首都志』(正中書局、一九六六年) 卷一五、藝文、公藏板籍。
- (48) 顧廷龍「柳詒徵先生與國學圖書館」註(46)前掲の著書所收、許廷長「柳詒徵振興國學圖書館」柳曾符・柳佳編『劬堂學記』(上海書籍出版社、二〇〇二年)所收。
- (49) 『洪武京城圖志』卷末、柳詒徵跋。
- (50) 『洪武京城圖志』卷末、丁丙跋文。
- (51) 卞孝萱「丁氏八千卷樓興廢考——《丁氏家譜》資料的發掘利用」『文獻』二〇〇四年二期。
- (52) 任繼愈主編『中國藏書樓』(遼寧人民出版社、二〇〇〇年)第八章 近現代藏書、一六一五～六頁。註(46)前掲の吳論文および註(48)前掲の許論文參照。
- (53) 江蘇省立國學圖書館編『江蘇省立國學圖書館圖書總目、附補編』(廣文書局、一九七〇年) 卷首、同讀後記。
- (54) 孫宅巍・蔣順興『民國遷都紀實』(中國文史出版社、二〇一二年)、笠原十九司『南京事件』(岩波書店、一九九七年)。
- (55) 孫永如「柳詒徵評傳」(百花洲文藝出版社、一九九三年) 二五～六頁。柳定生「柳詒徵年譜簡編」註(48)前掲の柳編著書所收、三六〇頁。日附と箱數は後者による。
- (56) 農偉雄・關健文「日本侵華戰爭對中國圖書館事業的破壞」『抗日戰爭研究』一九九四年三期。
- (57) 註(55)前掲の孫著書三二～三頁。
- (58) 柳詒徵「江蘇省立國學圖書館現存目序」『柳翼謀先生文錄』(廣文書局、一九七〇年) 序跋。
- (59) 許廷長「柳詒徵振興國學圖書館」および柳定生「柳詒徵年譜簡編」註(48)前掲の柳編著書所收。
- (60) 許廷長「柳詒徵振興國學圖書館」。
- (61) 善本の閲覧は、同館業務管理部に勤務する祁剛氏の協力により可能となった。祁氏は小尾孝夫氏(現、大東文化大學講師)の紹介による。ここに記して謝意を表する。

- (62) 筆者の閲覽に先立ち南京圖書館を訪れ同館の電子畫像を利用し弘治重刻本を調査していただいた渡邊健哉氏(現、東北大學大學院文學研究科専門研究員)より、民國影印本は弘治重刻本をほぼ忠實に影印しているものの、重刻本の表紙裏に附貼されていた丁丙の文章を影印本では巻末の朱緒曾「洪武京城圖志」の後に収めるなどの變更點が見られることについての教示を得た。
- (63) 註(2) 前掲の拙著序章二參照。
- (64) 註(2) 前掲の拙著序章三參照。また永樂十六年五月に進呈された三修本『太祖實錄』の内容の一部にも、進行中の北京遷都プロジェクトが反映している點については、同書第一章の註(12)參照。
- (65) 王崇武『明清難史事考證稿』國立中央研究院歷史語言研究所專刊二五、一九四八年。開野潛龍『明代文化史研究』(同朋舎、一九七九年、原載一九六三年)、陳學森『明實錄』與『明初史事研究』林徐典編『漢學研究之回顧與前瞻』歷史哲學卷(中華書局、一九九五年)所收、川越泰博『建文朝史の研究』(汲古書院、一九九七年)、謝貴安『明實錄研究』(湖北人民出版社、二〇〇三年)等參照。とくに陳學森論文は、清末以來の明實錄に關する研究、及び『太祖實錄』と『太宗實錄』に見られる改竄と粉飾の問題に關する研究史を概括しており有益である。
- (66) 註(65) 前掲の開野著書ですで紹介されている史料であるが、黃省曾(嘉靖の舉人)は、『太祖實錄』と『太宗實錄』を比べたうえで後者では官僚の傳が極めて簡略となりまるで履歷書のようになったと的確に指摘する。『五嶽山人集』卷三四、雜文、「史說下」。これによれば、その簡略化した理由を總裁官らの個人的な責任に歸しているが、南京に残る檔案類を活用できなかったという史料制約も考慮に入れるべきであろう。
- (67) 沈德符『萬曆野獲編』卷一、列朝「國初實錄」。黃彰健は、「讀明刊毓慶勳懿集所載明太祖與武定侯郭英敕書」『國立中央研究院歷史語言研究集刊』三四、一九六三年、のちに「明清史研究叢稿」(臺灣商務印書館、一九七七年)收録において、武定侯郭英に與えられた敕書をもとに『太祖實錄』改竄の具體相を明らかにしている。
- (68) 『國權』卷一一、惠宗建文三年十二月乙卯朔の條。
- (69) 『明太宗實錄』卷二一、永樂元年六月辛酉の條。
- (70) 『國權』卷一一、惠宗建文元年正月丁酉の條。朱陸樺『革除逸史』。
- (71) 『明史』卷一四三、葉惠仲傳、「葉惠仲、臨海人。與兄夷仲竝有文名、以知縣徵修太祖實錄、遷知南昌府。永樂元年坐直書靖難事、族誅。」
- (72) 『明太祖實錄』卷一四七、洪武十五年八月丙戌の條。
- (73) 吳晗『明成祖生母考』『清華學報』一〇卷三期、一九三五年、のち北京市歷史學會主編『吳晗史學論著選集』第一卷(人民出版社、一九八四年)に收録。
- (74) 『明太祖實錄』卷七一、洪武五年正月戊寅の條。
- (75) 『明太宗實錄』卷二一〇、永樂九年十月乙巳の條。
- (76) 程敏政編『皇明文衡』(四部叢刊本)卷五、表牋、解縉

- 『進實錄表』。『國權』卷二二、成祖建文四年十月己未の條。
- (77) 註(65) 前掲の閒野著書一二〇一六頁。
- (78) 『明太宗實錄』卷三三、永樂二年七月甲寅・乙卯・丙辰の條。
- (79) 『明太宗實錄』卷八八、永樂七年二月丁亥の條。茹瑺が服毒自殺したことは、『明史』卷一五一、茹瑺傳に見える。
- (80) 『明通鑑』(中華書局、一九五九年)「義例」なお、ここで述べられている夏燮の見解には、些か不正確な論點が多く残されている。まず『明史』卷一四一、黃子澄傳の「周王、燕の母弟、周を削ずるは是れ燕の手足を剪るなり」という記述は、初修本實錄の僅かに残った記事としている。しかしながら建文帝のもとで削藩を進める黃子澄の眞意を露わにする發言が、初修本『太祖實錄』にそのまま載せられること自體まずあり得ない。また永樂九年に解縉が罪を得たことに端を發し、再修本の重修が命じられたとするのも問題である。解縉のことを帝に譖る者が彼が總裁官を務めた再修本の記載内容についても問題にしたので、帝は李景隆と茹瑺の心術不正をも疑いその重修を命じたと推定している。しかし本文中で指摘したように、再修本重修の命は、すでに七年の第一次北京巡幸後に翰林學士胡廣に出されていた。また「心術不正」に茹瑺まで含めるのも、前に觸れたように正確さを欠いている。
- (81) 註(65) 前掲の陳論文一七頁。
- (82) 註(73) 前掲の吳論文五四九〜五〇頁。
- (83) 註(65) 前掲の閒野著書一三〇一八頁。
- (84) 吳晗「記『明實錄』」『歷史語言研究所集刊』一八期、一
- (85) 胡儼『頤庵文選』卷上、墓誌碑銘「文淵閣大學士兼左春坊大學士贈資善大夫禮部尚書諡文穆胡公墓誌銘」。
- (86) 『明太宗實錄』卷九三、永樂七年六月己酉の條。なお、註(65) 前掲の謝著書一二七頁で、『太祖實錄』の北京への運搬を北京遷都後のこととしているのは北京巡幸後の誤りである。
- (87) 『明太宗實錄』卷二〇〇、永樂十六年五月庚戌朔の條。
- (88) 註(87) 前掲史料。
- (89) 註(85) 前掲史料。
- (90) 胡廣が父の御史胡子祺のために書いた墓表の一部(西安遷都の提案を含む)を實錄に加筆した可能性については、註(2) 前掲の拙著第一章の中で指摘した。なお、その後に氣づいた史料であるが、永樂十五年に翰林院侍講王洪が密疏して胡廣が父親子祺の實錄の傳を潤色したと誣告した事實がある。これによって、すでに當時から一部には疑いの目で見られていたことが判る。『明太宗實錄』卷一九二、永樂十五年八月庚寅、「改命行在翰林院侍講王英爲鄉試考官、出侍講王洪爲禮部主事。洪杭州人、由進士任行人陞給事中、以文學擢翰林院檢討、陞修撰復陞侍講。洪初有操守、恒自負矜己傲物、醉輒出忿語斥同列、以不得爲學士中懷怏怏。嘗密疏誣學士胡廣、其父子祺爲延平知府、以罪死。廣不當於實錄隱其罪。上察知子祺實卒於官、遂不直洪。」
- (91) 註(2) 前掲の拙著第三章參照。

(92)

本文の推定をさらに補強する傍證を一例挙げると、『明太祖實錄』卷三五、洪武元年十月戊寅の條には、「上以元都平詔天下曰、(中略)顧豫非德、造此不圖、荷上天眷佑、臣隣翊贊、肇基江左、平定中原、睽惟幽・燕實彼本根、命將北伐、列郡皆順。已於洪武元年八月初二日克其都城。胡君遠遁、兵無犯于秋毫。民不移其市肆、捷音來奏、良副朕懷。已改其都爲北平府、命官屯守。海宇旣同、國統斯正、方與生民共此安平之福。尙賴中外臣僚夙夜公勤、以匡朕之不逮。所有事宜具條于左。」とあり、元の大都を接收した時の詔を載せている。發出された詔の原文をより忠實に収録していると判断される嘉靖刊本『皇明詔令』(文海出版社、一九八四年)卷一、太祖高皇帝上、「克燕京詔」(洪武元年十月)と實錄の記述を比較すると、幾つかの文字の異同が見られる中で傍線を附した「其都城」「其都」という表現が、『皇明詔令』ではいずれも「燕城」と表記されている點が注目される。實錄のこの部分も、おそらく北京への遷都が現實のものとなりつあつた三修本の編纂段階で、北京が前朝の都であつたことをもつて

その地への遷都の妥當性をより強調すべく改められたのであろう。少なくとも洪武初年から建文年間までは「北平」と呼ばれていた北京は、王府が置かれた地方都市にすぎず、初修本にこの詔が載せられていたとすれば、『皇明詔令』のままに「燕城」と記されていた可能性が高いからである。なお、文海出版社本は、編者を「明・不著編人」としているが、その

目録に「嘉靖二十七年正月浙江布政使司校補」と記していることから、首都圖書館所藏本と同一刻本と判断でき、浙江監察御史傅鳳翔が編纂し浙江布政使司により校補をへて官刻されたものであろう。首都圖書館編『首都圖書館古籍善本書目』(國家圖書出版社、二〇一一年)六三頁参照。

(93)

註(2) 前掲の拙著第四章参照。

(94)

『明孝宗實錄』卷六三、弘治五年五月辛巳の條。註(65) 前掲の謝著書第八章参照。

(95)

『明世宗實錄』卷一六五、嘉靖十三年七月丁丑、および同書卷一九〇、同十五年八月壬寅の條。註(65) 前掲の閨野著書九一―四頁。

NANJING'S LOSS OF CAPITAL STATUS :AN INTRODUCTION
TO THE RESEARCH ON THE *HONGWU*
JINGCHENG TUZHI 洪武京城圖志

ARAMIYA Manabu

The *Hongwu Jingcheng tuzhi* is a book compiled by imperial edict and published in the 28th year of the Hongwu era (1395) of the Ming dynasty. The book contains eight illustrations, including those of the *Huangcheng* and the *Jingcheng shanchuan*, and 13 sections, including those devoted to palaces and castle gates. This book was published when construction of the capital city of Nanjing had reached its final stage — which continued for 30 years leading up to the last years of Zhu Yuanzhang. This book was imbued with the strong sense of attachment that Emperor Hongwu felt towards Nanjing. However, this book was not widely disseminated during the Ming dynasty. The only extant wood-block version of this book is the second edition made during the Hongzhi era, which is held by the Nanjing Library, and the whereabouts of the first edition is unknown.

The record of the publication of this book in vol. 243 of the *Taizu shilu* 太祖實錄 notes the title simply as *Hongwu zhi*. The chief officers involved in the editing, namely Director-General and Compiler, intentionally omitted the characters for capital city (*Jingcheng*) in an attempt to obscure the fact that such a book concerning the capital, Nanjing, had been published. The *Taizu shilu*, which was compiled in the Jianwen era for the first time, was revised twice by the order of Emperor Yongle. Only the final third, revised edition exists. It was during the first imperial visit to Beijing that the order for the final revision was given to Hu Guang and others who were Hanlin Academicians. Work began in Beijing based on direct instructions from the Emperor. This revision was finished and submitted in the 16th year of the Yongle era (1418).

During this period, the project to relocate the capital had reached its final stage. The entourage of bureaucrats who accompanied the Emperor was already aware that Nanjing would lose its capital status and the capital would soon be transferred to Beijing. This was expected to come into conflict with the policy of revision, which stipulated that the *Taizu shilu* must be revised for the purpose of clarifying the legitimacy of the imperial succession from Emperor Hongwu to Emperor Yongle. Someone, such as the Director-General or the Compiler, noticed this and

tried to ensure that the shift from the Nanjing capital system advanced by Emperor Yongle would be as inconspicuous as possible. It is thought that three characters (*Jingcheng tu*) were omitted from the title in the *Taizu shilu*, leaving only the word *Hongwu zhi*.

It was not the case that Nanjing lost its status as a capital while the revisions were underway. However, prior to the relocation of the capital in the 19th year of the Yongle era (1421), preparations were initiated in the *Taizu shilu* to deprive Nanjing of its capital status.

A DISPUTE OVER AN INHERITANCE AMONG MUSLIMS IN THE VOLGA-URAL REGION OF THE RUSSIAN EMPIRE IN THE LATE 19TH CENTURY : “LITIGATION” AND ISLAMIC LAW IN THE ORENBURG MUHAMMADAN ECCLESIASTICAL ASSEMBLY

ISOGAI Masumi

This paper focuses on a dispute over a division of an inheritance “according to *Shar‘ia*” among Turkic Muslims (Tatars, Bashkirs) in the Volga-Ural region of the Russian Empire in the late 19th century, and explains administrative procedures employed in the judicial settlement made by the Orenburg Muhammadan Ecclesiastical Assembly.

The procedures employed in the Ecclesiastical Assembly, by its members, i. e. *qāḍīs*, and by *imāms* of *maḥallas* under its jurisdiction, differed from those of *Shar‘ia* courts under historical Muslim governments, e. g. that of the Ottoman Empire. On the whole, their judicial work followed the laws of the Russian Empire procedurally. At the same time, they followed Islamic law in general for substantive legal issues, even citing Arabic phrases from Islamic law books and writing those phrases into documents they prepared or examined. But, we need further studies to grasp the syncretic integration or combinations of the imperial law and Islamic law.

Characteristics of the Ecclesiastical Assembly as a judicial institution were different from those of *Shar‘ia* courts, and were similar to those of general courts of the Russian Empire before the “Great Reforms.” We can say that the Ecclesiastical Assembly examined cases on the basis of written documents in *ex-officio* investigative-like fashion. In such an imperial judicial and administrative system,